

京葉銀カード WAON WAON ポイント約款

第1条（目的）

- 1.本約款は、京葉銀カード WAON（以下「本カード」という）の利用等によりイオンフィナンシャルサービス株式会社（以下「イオンフィナンシャルサービス」という）より本会員に付与される次条に定義する WAON ポイントに係るサービスについて定めるもので、イオンフィナンシャルサービスは、本約款に従って WAON ポイントに係るサービスを提供します。なお、イオンマーケティング株式会社（以下「WAON POINT 発行者」といいます）が管理運営する WAON POINT サービスに係る WAON POINT 加盟店で、WAON を利用した場合に付与される WAON POINT については、WAON POINT 発行者が定める WAON POINT サービス規約 (<https://www.smartwaon.com/pc/#/point/terms>) が適用されるものとします。
- 2.本約款は、「京葉銀カード会員規約」及び「京葉銀カード WAON 利用約款」（以下まとめて「会員規約等」という）の特約であり、会員規約等と異なることが定められている条項については本約款が優先することとします。なお、本約款に別段の定めがない事項については、会員規約等が適用されます。

第2条（定義）

- 1.本約款において使用する用語の定義は、次のとおりとします。
 - (1)WAON ポイント WAON の利用に付随して WAON 発行者から利用者に付与される電子情報であって、WAON ポイント約款に基づき利用者が WAON に交換すること及び WAON 発行者所定のサービスを受けることができるものの総称。
 - (2)提携ポイント WAON 以外の他の取引において付与された電子情報であって、WAON ポイント約款に基づき利用者が WAON ポイントと交換することができるものとして WAON 発行者が指定するものの総称。
 - (3)WAON ポイント対象取引 利用者が WAON 利用約款に従って WAON を利用した場合に、WAON ポイント約款に従って WAON ポイントが付与される WAON 発行者所定の取引。
 - (4)WAON ポイント約款 WAON ポイントの付与及び交換等をする際に適用される約款及びこれに付随する特約の総称。
 - (5)WAON POINT WAON POINT 付与対象取引に付随して WAON POINT 発行者から WAON POINT 会員に付与される電子情報であって、WAON POINT サービス規約に基づき WAON POINT 会員が WAON POINT サービスを受けることができるものの総称。
- 2.前項に定めるものの他、本約款における用語の定義は、会員規約等において定義する意味を有するものとします。

第3条（ポイントの付与）

- 1.本会員が WAON ポイント対象取引を行った場合、イオンフィナンシャルサービスは、本会員に対して、イオンフィナンシャルサービス所定の WAON ポイントを付与します。なお、イオンフィナンシャルサービスが WAON ポイントを付与しないものとして指定した商品、役務その他の取引及び WAON ポイント対象取引に対して WAON POINT 発行者が WAON POINT を

付与した場合には、WAON ポイントは付与しません。

- 2.本会員は、イオンフィナンシャルサービス及び提携ポイント発行者が定める方法により、提携ポイントを WAON ポイントに交換することにより、WAON ポイントを加算することができます。
- 3.WAON ポイント対象取引、付与される WAON ポイント、WAON ポイント付与に係る条件、提携ポイントとの交換率及び提携ポイントとの交換条件等は、イオンフィナンシャルサービスが定めるところによりますので、本会員に事前に通知することなく変更することがあります。

第 4 条（ポイントの付与ができない場合）

- 1.次の場合、前条に基づく WAON ポイントの付与及び提携ポイントの交換はできません。
 - (1)本カード又はその WAON が破損しているとき。
 - (2)WAON 端末（但し、利用者端末を除く）の稼働時間外であるとき。
 - (3)停電、システム障害、WAON 端末の故障その他やむを得ない事由があるとき。
 - (4)本会員が、本約款又は会員規約等に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- 2.前項に基づき本会員が WAON ポイントの付与又は提携ポイントの交換ができないことにより本会員に損害等が生じた場合であっても、両社及びその他の WAON 事業者は、その責任を負いません。

第 5 条（WAON ポイント残高の確認等）

- 1.本カードの WAON ポイントの残高は、WAON ポイント残高の表示機能を備えた WAON 端末 その他イオンフィナンシャルサービス所定の方法によりご確認くださいことができます。
- 2.本会員が他の京葉銀カード WAON を含む WAON カードを複数枚お持ちの場合、各カードの WAON ポイント残高を 1 枚のカードに統合することはできません。
- 3.本カードの WAON ポイントの履歴は、WAON ポイント履歴の表示機能を備えた WAON 端末 その他イオンフィナンシャルサービス所定の方法によりご確認くださいことができます。各端末において表示される WAON ポイントの履歴の範囲等については、イオンフィナンシャルサービスの定めによるものとします。

第 6 条（WAON ポイントの利用）

- 1.本会員は、本カードの WAON ポイントがイオンフィナンシャルサービス所定のポイントに達した場合、イオンフィナンシャルサービス所定の方法により、WAON ポイントを本カードの WAON に交換することができます。
- 2.前項に基づき本会員が WAON ポイントを WAON に交換する場合、1 ポイントあたり 1 円として、イオンフィナンシャルサービス所定の単位で交換することができます。
- 3.本会員は、次の各号に定める場合、第 1 項に基づく WAON ポイントの交換はできません。これにより本会員に損害等が生じた場合であっても、両社及びその他の WAON 事業者は、その責任を負いません。
 - (1) 京葉銀カード WAON 利用約款に基づき WAON が利用できないとき。
 - (2)本会員が、本約款に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
 - (3)WAON ポイント交換後の WAON が当該 WAON カードの利用可能残高の上限金額を超える

とき。

- 4.本会員が他の京葉銀カード WAON を含む WAON カードを複数枚お持ちの場合、WAON ポイントが蓄積された本カード以外の他の WAON カードの WAON への交換はできません。
- 5.前各項に定める場合の他、本会員は、クーポン、割引券又は提携ポイントへの交換等、WAON ポイントを利用したイオンフィナンシャルサービス所定のサービスを受けることができます。当該サービスの内容及び開始時期 等については、イオンフィナンシャルサービス所定の方法によりご案内させていただきます。

第7条（商品返品時のポイント処理）

- 1.本会員が本カードの WAON を利用して取引を行った商品等を返品した場合、当該取引を行ったときに第3条に従って付与された WAON ポイントは減算されます。
- 2.前項に従い、ポイント残高がマイナスとなった場合、本会員は、イオンフィナンシャルサービス所定の方法によりマイナス金額をご精算いただきます。

第8条（WAON ポイントの盗難・紛失等）

本カードの盗難、紛失、破損、電磁的影響その他事由により、WAON ポイントの全部又は一部の保有を失われた場合には、両社及びその他の WAON 事業者は、その責任を負いません。

第9条（本カードの再発行時のポイント処理）

- 1.京葉銀カード WAON 利用約款に基づき京葉銀カード WAON の再発行がなされる場合、本会員は、再発行される京葉銀カード WAON に、イオンフィナンシャルサービス所定の方法により、本カードの WAON ポイント残高が判明したときは当該ポイント残高の付与を受けることができます。
- 2.本カードの WAON ポイント残高が判明しない場合には、イオンフィナンシャルサービスは前項の義務を負いません。

第10条（WAON ポイントの有効期限等）

- 1.本会員が初めて本カードにチャージした日から1年経過後の月末までを初年度とし、2年目以降は、前年度末の翌日から1年間を各年度とします。
- 2.各年度中に付与又は加算された WAON ポイントの有効期限は、次年度の末日までとします。
- 3.前項に定める有効期限が経過した WAON ポイントは消滅し、以後、当該 WAON ポイントのご利用はできません。
- 4.京葉銀カード WAON 利用約款により WAON サービスが終了、又は本約款若しくはその他の理由により WAON ポイントに係るサービスが終了した場合、当該 WAON カードの WAON ポイントは消滅します。

第11条（譲渡等の禁止）

本会員は、WAON ポイントについて、他人に貸与し、譲渡し、又は質入れ等の担保に供することはできません。但し、本会員は、イオンフィナンシャルサービス所定の方法により、WAON

ポイントギフトとして WAON ポイントを譲渡することができます。

第 12 条（換金の禁止）

WAON ポイントは、現金との引換えはできません。

第 13 条（両社及びその他の WAON 事業者の責任）

- 1.両社及びその他の WAON 事業者は、WAON ポイントに関して本会員に生じた損害等について、責任を一切負いません。
- 2.WAON ポイントの取得、保有、利用又は交換等に伴い、公租公課その他の費用が発生する場合には、本会員にこれを負担していただきます。

第 14 条（WAON 発行者による WAON ポイントに係るサービスの終了）

- 1.イオンフィナンシャルサービスは、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上又は営業上の判断等により、WAON ポイントに係るサービスを終了させることがあります。
- 2.前項の場合、イオンフィナンシャルサービスは、イオンフィナンシャルサービス所定の方法により、WAON ポイントに係るサービスを終了させることについて周知の措置をとります。

第 15 条（取扱いの変更）

WAON ポイントの取扱いについて、本約款を変更する場合、両社は、一定の予告期間において周知の措置をとるものとし、予告期間経過後は変更後の約款を適用します。また、法令の定めにより本約款を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。

第 16 条（ポイントサービスに関するご案内）

WAON ポイントに関する事項は、WAON サービスに係るホームページ、WAON 加盟店における掲示等の方法でご案内しているものもありますので、本約款とあわせてご参照ください。

附 則

本約款は 2023 年 4 月 1 日から適用します。

(2025 年 2 月 28 日改定)